

第十三回国会 衆議院 郵政委員会 議録 第六号

昭和二十七年二月二十七日(水曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

- 委員長 尾関 義一君
- 理事 飯塚 定輔君 理事 山本 久雄君
- 理事 受田 新吉君
- 池田正之輔君 石原 登君
- 江崎 真澄君 小西 寅松君
- 坪川 信三君 降旗 徳弥君
- 山本 猛夫君 椎熊 三郎君
- 田代 文久君

出席國務大臣

- 郵政大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員

- 郵政事務次官 寺本 齋君
- 郵政事務官(貯金局長) 小野 吉郎君
- 郵政事務官(簡易保険局長) 白根 玉喜君

委員外の出席者

- 郵政事務次官 大野 勝三君
- 専門員 稲田 讓君
- 専門員 山戸 利生君

二月二十七日

委員小野孝君兼任につき、その補欠として椎熊三郎君が議長の名で委員に選任された。

二月二十三日

真穴村大島に簡易郵便局設置の請願(中村和一君外一名紹介)(第九七二号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

○尾関委員長 これより郵政委員会を開会いたします。

前会に引続き郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。質疑の通告がありますので、これを許します。受田新吉君。

○受田委員 この前の委員会で資料の提出を願っておきましたが、今度の法律の改正においてもなお従来の月掛貯金その他の特殊貯金を一括して、通常郵便貯金と同率にするというあの貯金の該当の数がまだ示されておりませんが、これに対して御答弁をいただきたいと思ひます。

○小野政府委員 これは九種目の廃止された貯金があるわけでございまして、それを一括いたしましたので、概数を申し上げると、口座の数にいたしまして約八十一万六千口でございます。金額は一億九千三百万円余でございます。

○受田委員 金額にしてまことに驚々たるものではありますが、この貯金の取扱いを今後すみやかに措置をする用意をしておられるか、あるいは依然としてこの原簿を当時の加入者の意思を尊重して慎重に続行しようと思はれるか、その意図をお伺いしたいと思います。

○小野政府委員 この点につきまして、前会もいろいろ御指摘を受けたのでございますが、私ももといたしまして、もう一つた断された貯金につ

きまして、現在できるだけ手数料のかからないような別整理にいたしております。現実には大した手数料はかかつておられないのであります。それにいたしまして、今回今回の改正におきまして、こういう種目のものは通常貯金に、どうかいうような規定を設けました関係から、できるだけ早期に整理いたしまして、通常貯金に切りかえさせよう、こういう別口座のものの特例処置も廃止して行きたい、かように考えております。

○受田委員 さらに郵便貯金法によるところの利率の改正であります。通常郵便貯金を大幅に引上げ、その他もこれに引上げたわけですが、この改正案によると、積立郵便貯金と定期郵便貯金、その期間内に解約防止のため措置として、三分という懲罰的な利率の減額がされておるのであります。この点前回の委員会でお尋ね申し上げた通り、預金者に便益を供與するといふ意味から言つたならば、まことにこれは遺憾なことでありまして、ところが三分という懲罰的な利率にさせられるこの貯金は、定額にしましても積立にしまして、加入者は当局の奨励があつて零細な資金を預金をして来ておるのであつて、それがやむなく途中で解約された場合に、通常郵便貯金の三分九厘六毛をはるかに下まわる三分で処理されるということは、国家として非常に不親切であるということ、この前指摘した通りです。この

点、貯金の募集にあつて当局が無理事にするかといふことはおよそわかることなのですが、こういう場合に期間満了に近いものは、その途中解約が非常に気の毒な結果になると思つております。これは初めこういう条件で貯金せよという条件を了承させて貯金させるのだから、さしつかえないといふことが言えはしめるけれども、一般大衆はまだ年三分という利率で解約されるのだといふことが徹底してないで、そういう長期の預金をした場合に非常に気の毒だと思つております。こういう点について政府としてはこの利率の懲罰的な意義を十分預金者に話して、定期貯金や積立貯金の募集にあつて強制をしないように、制当があるからといつて無理やり募集に促さされた、そしてやむなく途中解約は三分の懲罰的な支拂いをするということになると思つて、非常に政府の責任が重大だと思つております。この点についての御意見を伺いたしたいと思います。

○小野政府委員 御指摘の点につきまして、よく私も検討をいたしましたのでございますが、奨励の面におきまして非常な強制を加えるということにつきましては、努めてこれを避けておるような実情でありまして、制度の内容を十分に御説明いたした上で、入つていただくということになつております。従いまして今回の利率の關係につきましては、期間内拂いもどしにおいては、非常に低い利率の支拂われるといつた点は行き違ひのないよう

きまして、現在できるだけ手数料のかからないような別整理にいたしております。現実には大した手数料はかかつておられないのであります。それにいたしまして、今回今回の改正におきまして、こういう種目のものは通常貯金に、どうかいうような規定を設けました関係から、できるだけ早期に整理いたしまして、通常貯金に切りかえさせよう、こういう別口座のものの特例処置も廃止して行きたい、かように考えております。

○受田委員 さらに郵便貯金法によるところの利率の改正であります。通常郵便貯金を大幅に引上げ、その他もこれに引上げたわけですが、この改正案によると、積立郵便貯金と定期郵便貯金、その期間内に解約防止のため措置として、三分という懲罰的な利率の減額がされておるのであります。この点前回の委員会でお尋ね申し上げた通り、預金者に便益を供與するといふ意味から言つたならば、まことにこれは遺憾なことでありまして、ところが三分という懲罰的な利率にさせられるこの貯金は、定額にしましても積立にしまして、加入者は当局の奨励があつて零細な資金を預金をして来ておるのであつて、それがやむなく途中で解約された場合に、通常郵便貯金の三分九厘六毛をはるかに下まわる三分で処理されるということは、国家として非常に不親切であるということ、この前指摘した通りです。この

点、貯金の募集にあつて当局が無理事にするかといふことはおよそわかることなのですが、こういう場合に期間満了に近いものは、その途中解約が非常に気の毒な結果になると思つております。これは初めこういう条件で貯金せよという条件を了承させて貯金させるのだから、さしつかえないといふことが言えはしめるけれども、一般大衆はまだ年三分という利率で解約されるのだといふことが徹底してないで、そういう長期の預金をした場合に非常に気の毒だと思つております。こういう点について政府としてはこの利率の懲罰的な意義を十分預金者に話して、定期貯金や積立貯金の募集にあつて強制をしないように、制当があるからといつて無理やり募集に促さされた、そしてやむなく途中解約は三分の懲罰的な支拂いをするということになると思つて、非常に政府の責任が重大だと思つております。この点についての御意見を伺いたしたいと思います。

○小野政府委員 御指摘の点につきまして、よく私も検討をいたしましたのでございますが、奨励の面におきまして非常な強制を加えるということにつきましては、努めてこれを避けておるような実情でありまして、制度の内容を十分に御説明いたした上で、入つていただくということになつております。従いまして今回の利率の關係につきましては、期間内拂いもどしにおいては、非常に低い利率の支拂われるといつた点は行き違ひのないよう

に、事前に十分納得していただいた上で入つていただく、かように運んで参りたいと思つております。御指摘の通常貯金についても三分九厘六毛の利率が付けられるにかかわらず、積立貯金、定期貯金の期間内の拂いもどしについて、通常貯金の三分九厘六毛よりもはるかに低い三分の利率をつけることは、非常に妥当でないではないかと御指摘もつともございまして、私どもも郵便貯金の国民に奉仕しなければならぬ事業の性格から申しまして、一般の銀行等におきまして定期預金の期間内拂いもどしについて、あるいは全然利率をつけられないような措置も民間にはあるわけでありまして、公益事業としての郵便貯金の性格から申しまして、少くとも通常貯金程度の利率は付したいと思つております。積立貯金、定期貯金は、一定の約束せられた期間継続することを条件にいたしまして採算をとつておるのでございまして、期間内拂いもどしというようなことは採算上考慮しておられないわけでありまして、事業の採算の面から申しまして、そういう期間内の拂いもどしにつきましては、高い利率を支拂うことは困難なような情勢にございまして、しかもこの点につきましては私ども、少くとも通常貯金程度の利率を付することは必要であると考えられておりました、将来十分に考慮を拂つて参りたいと思つておりますが、御承知の通り本法案につきましては、諸般の手續を完了いたします点につきまして、いろいろ苦慮いたしましたのでありまして、前臨時国会の会期中にもわれ／＼提案を非常に希望いたしました、努力いたしましたのでありますが、そういう利率の関係が事業の將

来の経営の内容に影響する面等についていろいろ批判がありまして、なかなか簡単に参らなかつたのであります。今回やつとそういう面の諸般の手續を完了する運びに相なつたわけでありまして、特に定期貯金の利率の点につきましては、この事業が外勤の人手その他の関係から、コストが非常に割高であるというふうな面から、いろいろな批判があるわけでありまして、その面から、今万端の準備を十分に遂げます上から申しまして、この点については、御指摘の点はよくわかるのであります、この程度にしないと諸般の手續が完了しないという状況でありまして、一応そういうことにとりきめたのであります。将来そういう状況も考慮いたしまして、積立貯金の経営の合理化をはかりますと同時に、少くとも通常貯金程度の利率は付し得るような方向に考慮いたして参りたいと思つております。

○愛田委員 積立、定期郵便貯金の場合に、期間内拂いもどしをするときの手續はいかようにされておりますか。

○小野政府委員 期間内拂いもどしにつきましては、郵便貯金法に規定がございまして、積立貯金につきましては法第四十五條、定期貯金につきましては同じく法の第五十二條によりまして、期間内拂いもどしをしたい人から郵政大臣あてに申請をする、これは郵便局長限りで処理いたしております。積立、定期貯金ともに、期間内に生計困難によつて拂いもどしをしたい、こういう申請がありまして、そういうものにつきまして、はたしてその通りであるかどうかを審査をした上で、承認

をするというふうな取扱いになつておりますが、現実には決してこれれめんどろな審査をいたさないものでありまして、大体御要望の通りに拂いもどしを認めておるような実情でございまして、

○愛田委員 郵便局長などの中に、この法の適用を厳正に考え過ぎて、生計の状況などを調査する名のもとに、数日を要するといふようなことがあつた場合、せつかくこうした貯金を無理やりにさせられて、病氣その他の理由で途中解約をしようといふものが、この法に基けば申請をしなければならぬことになる、そうなると思つて、期日が相当かかるといふことが想像されます。意地の悪い郵便局長などが、その場ですぐ処理をしないで、ちよつと待つてくれと言つて日数をかけて重みをつけ、賈録を示すようなことがあつた場合には、非常に問題があると思つて、この法の適用を厳正に考えますが、そういう場合は考えられませんか。

○小野政府委員 この号文の適用につきましては、われ／＼常にこの取扱いは、郵便貯金の利用者には郵便貯金を愛する気持をそがさないような取扱いをするように指導いたしておるわけにございまして、これは一に法適用の場合の指導の問題であらうと思つておりますが、郵便局長としましていろいろ貯蓄の成績を上げなければなりません。そういう面から郵便貯金に対する悪感情を残すことは非常にまずいのでありまして、局長自身もそういうふうな申出に対しては、十分に請求者の気持をくんで処理しておるはずでございまして、こういう面からいろいろ

いろいろなトラブルが起きた例は、私どもとしてあまり存しておらないような現況でございまして、

○愛田委員 そうしますと途中の解約の申請があつた場合には、即時通常貯金の支拂いと同様の措置で実質的に支拂いがされることになりませんか。

○小野政府委員 その通りでございまして、特に積立貯金につきましては、原簿も郵便局長が持つておられますから、その場合ただちに現金にかかわるといふような処理に相なつておるわけにございまして、

○尾関委員 田代文久君。

○田代委員 昭和二十七年の資金運用部計画に対する比較の資料を本日いたしましたが、これは先日郵政大臣に対して、資金運用部の金の使途につきまして、われ／＼としてこれが再軍備のために使われる危険が非常にあるので、その点どうかということを買問いたしました。そうではないといふことを言われたのです。そこでな少し聞きたいのですが、翌年度への繰越金は、昭和二十六年度におきましては四百八十二億であつたのが、二十七年におきましては六百七十五億、約二百億見当の膨大な繰越しになつておられますが、これは大体どういふ理由によるものであるか、お伺いいたしたいと思います。

○小野政府委員 この関係理由につきましては、私どもさほどつまびらかでないのですが、来年度の運用につきましても、計画自体の中にまだ金融債というものが全然頭を載せておりません。これは見返り資金等の関係におきまして、どうしても国債を資金運用部において当初考へておりました以

上に引受けなければならぬというふうな状況に相なつておるのでありまして、その点から非常に国債の保有金が多くなつておられます。しかし一応認められました金融債の関係につきましても、将来の情勢を勘案しながら、必要な金融債を何とか計画に織り込んで行きたい、こういうこともわれ／＼として考へておられます、そういう面から翌年度への持越しの資金の点に多少の弾力がつけてあるのではないかと、かように考へておられます。

○田代委員 国債の買入れ額も昨年度は百四十億、それが今年度の予定では三百億というふうな、昨年度の倍額以上のものが組んであります。ただいまの説明によりますと、この繰越金がいかに使われるかについて一向見通しがつかない、わからないといふようなことを言われたようでありまして、大体こういうことでもよいものでしょうが、その点はつきりしていただきたいと思います。

○小野政府委員 この点につきましては、運用計画は一旦二十七年の大體の全貌を最近決定されたのでありますが、二十七年に入りましたは各四半期ごとに具体的な計画を細分して行くわけでありまして、こういうような過程において漸次明確になつて参らうと思つております。

○田代委員 こういう繰越金というふうなものが何やらわからないような金が、六百七十五億といふふうなたくさんボケットにとつてあるということ、は、しば／＼申しますように、これは現在のウォール街の指示によるといふように私たちは確信するのであります、日本の再軍備ということが着々と

二

進られつつあるときに、こういうよう

な国民には全然わからないような膨大な金がいざというときにはばつと出されて、そうしてこれでやつてしまおうという危険がいつもはらまれておる、それが実際にここに現われておるよう、考えるのですが、そういう危険はお感じにならないかどうか。実際に平和産業を進展させ、日本国民の民生を安定させるためにこういう膨大な資金が使われるのかどうか、その点をはつきりさせていたいただきたいと思ひます。

○小野政府委員 この点につきまは、二十六年年度の計画の状況をあらわさつても、二十七年の大体の状況を御推察願つてもおわかりだろうと思ひます。直接に御指摘のような運用の意図は持つておらないのであります。資金運用部の審議会におきましてもごらんの通り、あるいは必要な国債の引受けであるとか、またはこういうた政府資金の特質から申しまして、特に郵便貯金の資金は、資金運用部資金の六〇%に近い金額になつておるのであります。が、そういうた郵便貯金の事業の本質、使命、性格等からも勘案いたしまして、地方の公共施設、産業開発に役立つような地方還元ということも、四十数パーセントの額において考えられておるという実情でありまして、御指摘のような方向に対する運用面というものは全然考へておらないわけであり

ます。

○田代委員 国債の引受けなどによつて、事実これが再軍備、あるいは特に大資本へその資金をまわすというふうな形になることは明らかでありまして、政府の今の答弁では満足するわけには

行かないのであります。

もう一つ電気通信事業特別会計は、二十六年年度においてはわずかに二十五億であつたものが、二十七年年度においては百三十五億という四倍も五倍もの膨大なふくれ方をしておるのですが、これはどういふわけでおこなになつたのか、その理由をひとつ説明願ひます。

○佐藤國務大臣 今年の電気通信省は今御指摘のように百三十五億であります。この表に載つております二十五億は、二十六年年度予算の補正予算として追加した分で、もといたしましては百三十五億余り、合計して百六十億を二十六年度は使つておるわけですが、この補正予算を加へると、二十七年年度は電気通信省の関係といたしましては金額が減つておるよう記憶いたしております。

○田代委員 そうするとこの資料は間違ひですか、補正とかなんとかいふことはなくて、はつきり昭和二十六年年度計画として出しておられますか……。

○佐藤國務大臣 その点たしか電気通信省は見返り資金の方から借りたのではないと思ひます。それでこれに載つておる費目が違つておるのではないかとと思ひます。金額といたしましては、ただいま申し上げるやうに百六十億を昨年は工事関係で使つておりました。

○田代委員 郵政関係でもこの行政協定に関する質問はまだ十分されておらないし、それから郵政大臣自身も積極的にこの内容にどうですという協力を求める意味においてのお話はまだないのであります。が、巷間伝えられるところによると、電気通信事業は大体外国に握られて、半身不随の状態に陥つておるといわれております。ほんとうに

日本の民生安定のために多額の金が使

われるのではなくて、そういう形に使われるということになれば、これは全國民の不满とし、反対するところになるのであります。そういう心配はないかどうかという点について大臣の見を伺いたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 ただいまお尋ねのうちにもありましたやうに、行政協定の内容はまだつまびらかにできない状態にありますが、しかし行政協定をいたしましては、独立後の状況のもとにおいて行政協定が締結されるので、對等の立場において、われわれの主張すべきことは大分主張いたしました。行政協定が円満に、双方の合意のもとに結ばれる、こういう経過をたどつておるわけでありまして、従ひましてたゞいま御心配のやうな点は絶対にないといふことを明言いたしておきます。

○田代委員 絶対にないといふのは大臣の口の先だけでありまして、実際に國民は大いに心配いたしております。事実行政協定の内容がどういふものであるかという点につきましては、われわれ国会議員が知る前に天下の大新聞がはつきり発表しておる。いかに大臣が口頭をもちまして國民を欺瞞されようとしておるかという点がはつきりするわけでありまして、これは後ほどに味を残しまして、一応これをもちまして質問を打切りませう。

○山本(久)委員 私はこの機会に、一般郵便貯金についてのお尋ねをしたいと思ひます。戦時中全国で百五十都市が被災をこうむつたのであります。が、その被災都市のうちでも、ことに広島市は原爆をこうむつたために、二十数

万人の人が立ちどころに死亡したわけ

なのであります。従ひましてこの死亡者の中の貯金者は、その遺家族が、子供が疎開しておつて子供だけ残つたというわけ、幾ら貯金をしておつたか、どうなつておつたかといふことはちつともわからぬ。この被害額は相当あります。例をあげて申しますと、銀行方面では、当時の金で一億数千万円という預金が、そのまま拂いもどしをしないといふことであつたのであります。当時私は市の助役をしておりまして、銀行方面へこの話を談じ込みましたところが、銀行のいわくは、いや、実は預金者がとりに来られないの

もありまして、貸付が全然回収できないやうになつたので、それと追つと相殺したやうなわけでありまして、追つたに對しては結果、銀行方面からは、市に對しては社会事業費として相当額を当時寄附させた例があるのであります。一方郵便貯金におきましては、その後どういふふうになつておりましたか、原簿が残つておるのでありますから、あの二十年の八月以降から貯金を一切出し入れをしないのを見れば、これはもうはつきり死亡者であつて、引出しをしないといふことはわかろうと思ひます。そこで今日たゞいまその件数なりあるいは金額なりを御答弁願ひたいと思ひますが、これに對して措置をどういふふうにするかといふこと、それから後日でもよろしくいふこと、ことに広島、長崎、この両市は特別な都市でありますから相当額に上らうと思ひますので、この点の調査の資料を提供してもらいたいと思ひま

○小野政府委員 今そういうた都市別

の件数、金額の持合せがございせんが、大体全体的に申しますと、そういうた被災によつて原簿がなくなつた、あるいは預金者自身の行方がわからな

いといふやうな貯金の整備につきましては、終戦以來早急整備を目標にいたしまして、努力いたして参つておるものであります。今日の段階では、大体全体の羅災原簿の六〇%は復旧できてお

りますが、大正十二年の関東大震災のときの復旧状況も、大体六〇%くらいのところ、それ以上いふやうな努力いたしまして出ないやうな状態でありまして、戦災の關係につきましては、羅災の範圍が非常に全国的でございまして、また事柄自体も、何とか早く復旧して、その辺の關係をはつきり明確にしなければならぬ問題でありますので、処理の状況としては相当進捗しているわけですが、なお打切ることなく、努めて

そういうた原簿の復旧について努力をしていくわけでありまして、御要求のやういつたこまかい調査につきましては、後日調査して出したいと思ひま

す。

極力努力をすると同時に、権利者の申出を促進するように努力を拂つて参つたわけでありませぬ。特に原簿を所管しておられます地方貯金局方面においては、わかる範圍において、通信によつて本人に通帳の提出を願うとか、いろいろ努力をして参つておるわけでありませぬ。

○山本(久)委員 貯金局の方で、推定で今拂いもどしを要求しない者がどのくらいあるかということがわかれば、それを聞かせてもらいたいと思ひます。

○小野政府委員 罹災の全体の件数は今はつきりしないのでありますが、いづれをういつた資料をつくりましてお届けしたいと思ひます。

○尾関委員 他に質疑はありませんか。――別に御質疑もないようでありますので、質疑は終了したものと認めます。これより本案について討論に入ります。討論の通告があります。これを許します。山本久君。

○山本(久)委員 本法律案につきましては、大衆性を加味して最も適切なものだと存じますので、私は自由党を代表して、本案に賛成いたします。

○尾関委員 推進党は、本案に全面的に賛成いたします。

○尾関委員 受田新吉君。○受田委員 日本社会党は、この案に對しまして原則として賛成をいたします。大衆の便益供與という立場、特に貯蓄奨励の線に沿つた利率の引上げについては、異存はありません。問題は、先ほど来質疑でしばしば申述べましたごとく、政府自身が懲罰的な利率の設定をして、途中解約者の防止を防ごうとしていることに対し

ての利率の差がはなだし過ぎるということ。しかも貯蓄奨励に名をかり、強制的に積立貯金や定期貯金をさせるあまり、やむなく預金者となつた者が、特殊の事情が発生して途中で解約をする場合に、通常貯金の利率よりもはるかに下のものゝそれを與えられることについては、上ほど問題がある。しかしながら運用の面において当局が徹底的に預金者の便をはかるように、貯蓄奨励に名をかりて、定期貯金、積立貯金を無理やり押しつけることがないよう、また解約にあつては十分手心を加えて、満期になりする場合には満期まで待たせるとか、さらに預金をするときに、この法の精神を十分周知徹底させて、途中から解約する者に予期しない結果が起らないように、十分の措置をとつていただくならばよいと思ひます。今後この法の実施後において、当然懲罰的利率が問題にされることとありますが、その実施に政府当局が十分心して、万遺憾なきを期せられんことを要望して賛成をするものであります。

○尾関委員 田代文久君。○田代委員 私は日本共産党を代表して、本案に反対するものであります。理由をいたしましては、一応零細な貯金の利子を上上げる、またわくをふくらますということ、国民にわかりやすいようでありませぬけれども、実は本質的に重大なる危険をその中にはらんでおるのであります。われ／＼が反對しなければならぬ現在の客観情勢が、どういふところにあるかをまず見なければならぬと思ひます。現在まさに強引に締結せられんとしつゝある行政協定の内容、また安全保障條

約、諒和條約を見ましても、その中心的なポイント、再軍備という点にありろいかと思ひます。そういう情勢の中に本案が提出されておるといふところに、重大なる政治的問題があるものであります。本委員会における同僚委員の質問ではつきりいたしたことは、簡易保険を含めると、二千億に余る歴大な大資金であるにかかわらず、一人当りの預金高の平均は、政府の説明によれば千円余りの零細なるものであります。千円ばかり預けて、かりに利子が五分になつたところで、どれくらい利益を国民は得るのであろうか、千円か二千円預けて、それによつて預金者がいかほど利益を受けるであらうか、ほとんど問題にならないと思ひます。また実際において、労働者は現在全般的に見て貯金の余力は持たないのであります。私は炭鉱の事情は特によく知つておるのであります。炭鉱などの労働者諸君は、貯金するどころではなく、その日が食えない。しかも頼母子講にかかつて、それに首かまわらないで、給料をもらつたとたんにもう借金の天引をされるというやうな形になつておるやうな事態であります。結局このねらうところは何かと云つても、税金の方でとれない部分までいふと、税金の名において吸収するということになる。しかもそのようにして集めた金は、われ／＼が過去において苦しい経験をしておりますように、これが戦時インフレになつた場合にどうなるか。わずかの金は凍結されあるいは封鎖されるということになりまして、使いたない金も使えないという悲惨な状態になつたことは、われ／＼のいまなお

ひし／＼と感じておる次第であります。しかもまたこれほど歴大な資金の使途でございませぬが、政府は、これは軍用には使わない、また大金持、独占資本のためにこれを使うやうなことはございませぬといふことを口先では言われませぬけれども、実際においてはまつたくその反対であることはつきりしておられます。そうでないならば、こういう貯金をなさつて、なぜ地方に還元しないのであるか。つまりこれを地方へ返すという問題につきましては、大臣自身が、大蔵省に握られておるからこちらに返さなくてはならぬといふ、その抽象論に対しては賛成いたしておりませぬけれども、実際上においては還元できない。国会で決議しても、実際にはそういうふうになつておらない。大蔵省金融資本がこれを握つて使ひ、使ひ先は明らかに再軍備の方向であり、飛行機の生産あるいは戦車の生産といふことがもつてに始まり、それをめぐつての利権が、現在大資本家の中で競争的になつておるとは御承知の通りであります。また先ほど私が質問いたしましたように、歴大な繰越資金を持つており、これがいざというときに何に使われるか、これはつきりしておる。次にこれは明らかに通信従業員の労働強化になるということでありませぬ。政府といたしましては、昨年度においては四百億でありましたのが、本年度六百二十億という貯金の増増を見越しておるのであります。一方においては、先日の質問に対する政府の答弁によりまして、貯金関係だけでも四千人の首切りといふことを言つておる。人員を整理するの

いふことになると、必然的に強制制となり、労働強化になることは、火を見るより明らかであります。この法案はその内容をよく知らない民衆にとつては、表面は何だか賛成してもいいのじやないかといふやうな印象を受けませぬけれども、本質的には耐乏生活を強要し、あるいは愛国貯金運動を展開し、貯金報國という方向に持つて行くことは明確なことであります。結局これは日本の独自の政策というよりは、むしろウォール街の金融政策の実行の一端を背負つておるといふことがはつきり言えるのであります。われ／＼はかくのごとき意味におきまして反對するものであります。

○尾関委員 これにて討論は終局いたしました。これより郵便貯金法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案を原案の通り可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○尾関委員 起立多数。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお本案に関する報告書につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○尾関委員 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○尾関委員 次は簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題とし、前會に引續き質疑を継続いたします。質疑の通告がありますので、これを許します。受田新吉君。

○受田委員 先般の委員会において私

より政府当局に対し、郵便年金の取扱いを今後どうしようかという問題を、簡易保険事業とあわせて御質問申し上げたのであります。簡易保険は今度最高制限額を引上げて、民衆へのサービスをはかろうとしておるときに、郵便年金は依然として現状にあらしめるということは、それだけでなくさへも利用者がきわめて乏々たることに、一層郵便年金の必要性を無視することになると思うのであります。政府は郵便年金の事業をどう考えておられるのか。これを将来どのように民衆へのサービスに結びつけようとするのか、簡易保険局長の御答弁をいたいただき、必要あれば大臣の御答弁をいただきたいと思いま

す。

○白根(玉)政府委員 郵便年金につきまして、非常に御同情的な御質問がございまして、非常にありがたうとお礼を申し上げます。御承知のように郵便年金を上げますと、御承知のように郵便年金につきましても、伸びがあまりよくないのであります。と申しますのは、簡易保険の方が早く建て直らなければならぬような事情もございまして、実はその方へ主力を注いで参つたのでございまして。二十五年より新たに郵便年金の目標額を示して、二十五年よりある程度の力を傾注するようにして参つたのであります。同年度におきましては二億七千万円程度の実績を示しました。昨年度におきましては、さらに目標額を三億円にいたし、実績は五億程度を確保いたしましたのでございまして。しかしながらこれは金が入るだけでなくして、郵便年金の制度をさらに擴充する必要があるのでございまして。最近の金利情勢等から考えまして、郵

便年金の利率につきましても改正をいたし、予定利率の引下げ等を考えまして、郵便年金が利用できるような環境をさらに強化して参りたい、かように存じておる次第であります。

○愛田委員 郵便年金の利率を改訂するという問題などに考慮を拂つておられるようですが、もう一つ民間保険は四月から保険利率を引下げるといふ態度を持つております。簡易保険は利率の問題には触れないで、制限額を引上げるだけにとどめたのでございしますが、将来それを考えようとしておられるのであるか、この点をお尋ねしたい。

○白根(玉)政府委員 おつしやる通りに民間側をいたしましては、四月一日から利率を引下げるといふ模様であります。従いまして簡易保険としてどうするかという御質問がございしますが、私の方をいたしましては、御承知のように民間ではすでに利益配当をやつております。従いまして簡易保険におきましても、余力ができればすみやかに民間で申します利益配当、私の方で申しますと長期還付金と申しておりまして、これをできるだけ早く復活いたしたい。その上でさらに事業の基礎が確実になりまして、見通しがつく限りにおきましては、利率の引下げにつきましても考慮いたしたい。私どももいたしましては、まず長期還付金を復活いたしまして、その上で事業の基礎を見きわめつつ、できるだけ早い機会におきまして、利率の引下げ等についても研究いたしたい。かように存じておる次第であります。

○愛田委員 最後にこの法案の政府提出は、すでに相当以前になされたにかかわらず、この委員会がいつまでもこの法案をもたせておるといふことは、まことに不愉快な話なのであります。したが、すでに相当審議は進捗して参つております。しかもこの便益を供與されるどころの大衆は、これを待ちわびておられる強力なものである。この点何らかの方法によつてこれを早く解決したいと思ふのであります。われわれとしても政府当局の意図は十分了承しておるのであるし、なお願わくは民間保険の事業について、民間保険の事業者が要望している点を、時間が許せば一応この委員会でも、参考人としてでもよいから発言を許して、その意向を聞いて、審議の徹底を期することも考へなければならぬと思ふのであります。この点について、この委員会がなされるにわたる懸念があれば、委員長において適当な方法によつてそういう方面の意向も聞き、審議の徹底を期せられたらと思ひますが、いかがでありますか。

○属開委員 受田委員の御意見はごもつともでありまして、なお十分考慮いたして善処いたしたいと思ひます。本日はこの程度にとどめ、次回は公報をもつてお知らせすることになります。

これにて散会いたします。
午後零時七分散会

〔参照〕
郵便貯金法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年三月四日印刷

昭和二十七年三月五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所